

第9回 西宮市子ども・子育て会議 確認部会

【資料集】

資料1

資料2

資料集 目次

資料 1	令和 5 年 4 月保育所等入所申込の状況について	・・・ 1
資料 2	教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について	・・・ 2

報告 令和5年4月保育所等入所申込の状況について

1. 入所申込から利用調整結果発表までの流れ（令和5年4月1日入所分）

	第1次申込	第2次申込
10月	10/31 申込締切り（1次）	
11月		
12月		
1月	1/23 利用調整結果発表 ※利用保留者は第2次申込へ	1/31 申込締切り（2次）
2月		
3月		3/3 利用調整結果発表

2. 申込状況

（単位：人）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和4年4月	1次	711	1,266	425	489	144	62	3,097
令和5年4月	1次	708	1,311	420	476	126	83	3,124
R5-R4		▲3	45	▲5	▲13	▲18	21	27

議事 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認について

1. 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
⇒本市では確認部会で意見聴取

(確認部会での意見聴取事項)

- ① 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、または地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- ② 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について

(参考 1 : 地域型保育事業所に対する「確認」の効力について)

第 10 次地方分権一括法（令和 2 年 9 月 10 日施行）による子ども・子育て支援法の改正に伴い、地域型保育事業の「確認」に関する取扱いが、以下のとおり変更となった。

(確認の実施主体と効力)

時期・施設	教育・保育施設	地域型保育事業
これまで	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：確認した市町村のみ ※ 市民が他市の施設を利用する際は、各市町村が確認する必要がある。
改正後	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ	主体：所在する市町村 効力：全国に及ぶ

よって、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員については、教育・保育施設と同様に、確認が不要となった。

2. 認可と確認

教育・保育施設または地域型保育事業は、以下の基準を満たすことが求められている。

- ・学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等
- ・子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

（参考2：認可（認定）主体と確認主体）

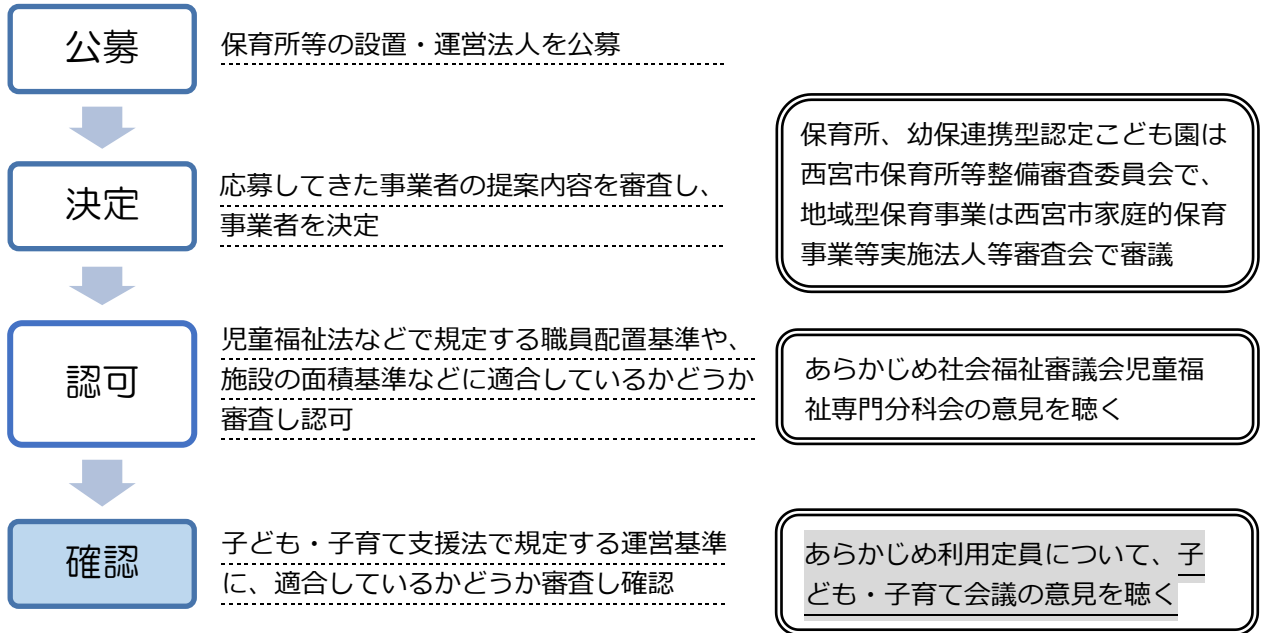
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	主体	根拠法	主体
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法	認可（西宮市）	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型	認定こども園法	認定（西宮市）		
		保育所型	学校教育法			
		地方裁量型	児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法	兵庫県			
保育所						
地域型保育事業	小規模保育事業	児童福祉法	西宮市			
	家庭的保育事業					
	事業所内保育事業					
	居宅訪問型保育事業					

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

(参考3：保育所等を新設する場合の流れ)



3. 利用定員

教育・保育施設及び地域型保育事業は、認可定員と別に以下の条件に基づく、「利用定員」を定める必要がある。

①利用定員は、1～3号認定の区分ごとに定め、3号認定については、0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

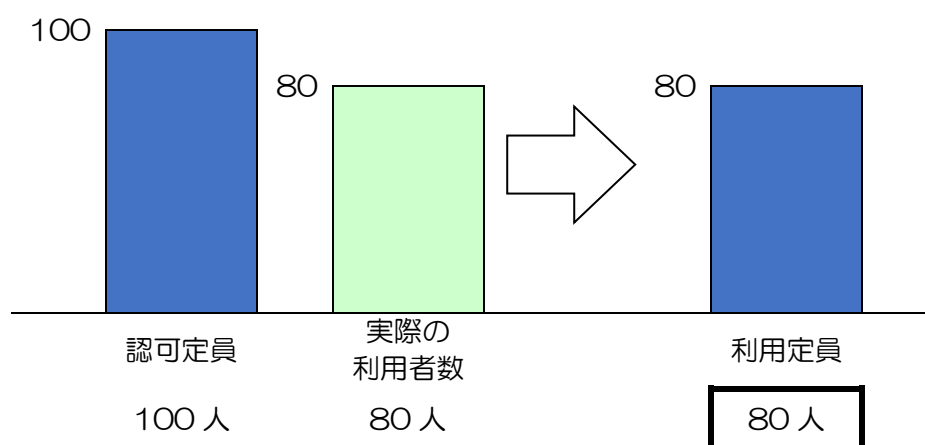
②原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲で、利用状況を踏まえて設定する。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

③実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

$$\text{利用者数} < \text{認可定員}$$

※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。

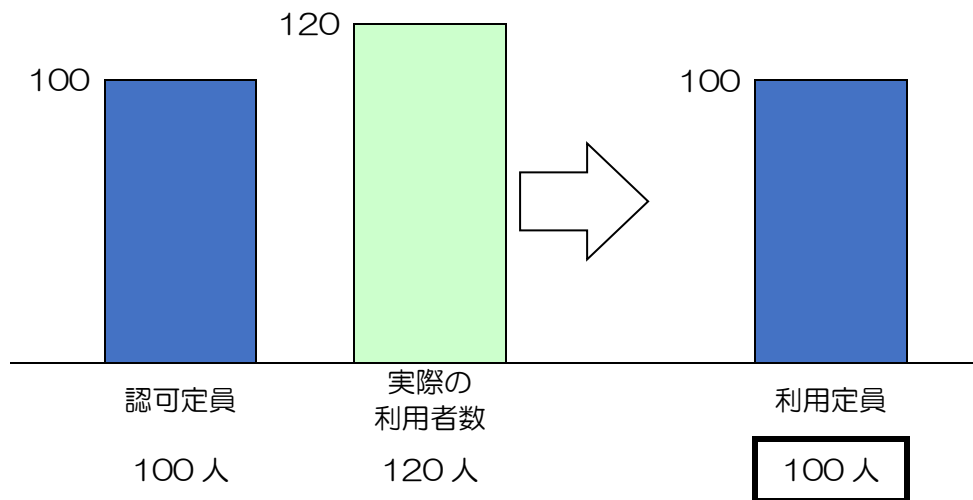


④実際の利用者数が認可定員を超える場合、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

利用者数 > 認可定員

ただし、実際の利用者数が認可定員及び利用定員を恒常的に上回っている場合、認可定員及び利用定員を適切に見直し、認可・確認の変更を行う必要がある。

また、「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、定員の見直しが行われないときは給付費が減算される。



4. 新たに利用定員を設定する施設

(1) 認定こども園

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数 R4.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	幼保連携型認定こども園 新甲東保育園	93人 (105人)	9人	30人	51人	3人	93人	・保育所からの移行（移行前90人定員）
2	幼保連携型認定こども園 安井保育園	96人 (103人)	9人	30人	51人	6人	96人	・保育所からの移行（移行前90人定員）
3	幼保連携型認定こども園 上甲子園こども園	105人 (85人)	6人	30人	54人	15人	105人	・保育所からの移行（移行前90人定員）
4	幼稚園型認定こども園 香櫨園幼稚園	180人 (181人※)	0人	24人	36人	120人	180人	・従来制度の幼稚園から移行
計	-	-	24人	114人	192人	144人	474人	

※ 幼稚園の入園児童数は、令和4年5月1日時点。

(2) 小規模保育事業（A型）

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数 R4.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	武庫川敬愛保育園 甲子園けやき散歩道	19人 (-)	3人	16人	-	-	19人	・所在地：里中町1丁目（鳴尾北小学校区） ・運営主体：社会福祉法人徳和会
2	あすなろバンビ園	19人 (-)	3人	16人	-	-	19人	・所在地：大谷町（夙川小学校区） ・運営主体：社会福祉法人あすなろ福祉会
計	-	-	6人	32人	-	-	38人	

(3) 幼稚園

No.	名称	認可・認定定員 (入園児童数 R4.5.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	西宮教会こひつじ幼稚園	160人 (57人)	-	-	-	60人	60人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
2	甲子園口幼稚園	180人 (188人)	-	-	-	180人	180人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
3	和光幼稚園	120人 (149人)	-	-	-	120人	120人	・従来制度の幼稚園から新制度幼稚園へ移行
計	-	-	-	-	-	360人	360人	

(1) ~ (3) 計 (新たに利用定員を設定する施設の利用定員の合計)

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	30人	146人	192人	504人	872人	

(4) 利用定員を変更する施設

No.	【種別】名称	認可・認定定員 (入園児童数R4.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
1	【保育所】 芦原むつみ保育所（公立）	170人	12人	55人	103人	-	170人	・2号及び3号認定の受入枠拡大のため
		(162人)	12人	60人	108人	-	180人	
2	【保育所】 芦原保育所（公立）	90人	0人	15人	60人	-	75人	・閉園に向けた段階的な受入停止のため R4 2歳：15人 R5 2歳：0人
		(61人)	0人	0人	60人	-	60人	
3	【保育所】 今津文協保育所（公立）	90人	0人	30人	57人	-	87人	・閉園に向けた段階的な受入停止のため R4 1歳：15人、2歳：15人 R5 1歳：0人、2歳：15人
		(82人)	0人	15人	57人	-	72人	
4	【保育所】 夙川さくらんぼ保育園	0人	5人	15人	-	-	20人	・閉園のため（令和5年3月末）
		(15人)	-	-	-	-	-	
5	【幼保連携型認定こども園】 船坂保育園	51人	3人	14人	23人	3人	43人	・園舎建替のため
		(33人)	3人	12人	30人	6人	51人	
6	【小規模保育事業】（A型） 小さなはらっぱ	17人	2人	14人	-	-	16人	・0歳児の保育需要に対応するため
		(16人)	3人	14人	-	-	17人	
7	【小規模保育事業】（B型） ひまわり家庭保育所	10人	2人	8人	-	-	10人	・C型からB型へ類型変更※ （利用定員の変更なし）
		(5人)	2人	8人	-	-	10人	

No.	【種別】名称	認可・認定定員 (入園児童数 R4.4.1)	利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
8	【事業所内保育事業】 なごみ保育園	19人 (14人)	-	19人	-	-	19人	<ul style="list-style-type: none"> ・閉園に向けた段階的な受入停止のため (従業員枠5→1、地域枠14→9) ・閉園予定(令和6年3月末)
			-	10人	-	-	10人	
9	【事業所内保育事業】 ハンニシゆとり保育園	12人 (11人)	3人	9人	-	-	12人	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員枠と地域枠の内訳変更 (従業員枠2→1、地域枠10→11)
			3人	9人	-	-	12人	
計	-	-	▲4人	▲51人	12人	3人	▲40人	

(1)～(4) 総合計(新たに利用定員を設定する施設+利用定員を変更する施設等の利用定員の合計)

			利用定員					備考
			3号		2号	1号	合計	
			0歳	1、2歳				
計	-	-	26人	95人	204人	507人	832人	

※(参考)小規模保育事業の類型について

事業類型	職員数	職員資格	保育室
A型	保育所の配置基準+1名	保育士	0・1歳児：1人あたり3.3㎡
B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士	2歳児：1人あたり1.98㎡
C型	0～2歳児 3：1(補助者を置く場合、5：2)	家庭的保育者	0～2歳児：1人あたり3.3㎡

5. 施設・利用定員の予定数（令和5年4月1日時点）

施設種別	施設数	利用定員				
		3号		2号	1号	合計
		0歳	1、2歳			
公立保育所	23	96人	658人	1,518人	0人	2,272人
私立保育所	34	221人	745人	1,317人	0人	2,283人
幼保連携型認定こども園	37	280人	1,029人	1,829人	356人	3,494人
幼稚園型認定こども園	7	0人	70人	241人	1,138人	1,449人
地域型保育事業	60	155人	660人	56人	0人	871人
公立幼稚園	13	0人	0人	0人	1,330人	1,330人
私立幼稚園（新制度幼稚園のみ）	12	0人	0人	0人	1,285人	1,285人
合計	186	752人	3,162人	4,961人	4,109人	12,984人

小学校区別利用保留児童数及び令和5年4月開設園の位置図

- ・各小学校区の数値は令和4年4月の利用保留児童数（網掛け=30人以上の校区）
- ・定員は2、3号認定の定員

